

第3次錦江町行政改革大綱

平成31年(2019年)年2月策定



〈目 次〉

I	第3次行政改革大綱策定の必要性	1
II	行政改革の推進方針	2
1	行政改革大綱の基本理念	2
2	行政改革大綱の基本方針	2
3	行政改革大綱体系図	3
4	行政改革大綱の推進期間	4
5	実施計画の策定	4
6	行政改革の推進体制	4
III	行政改革に取り組む4つの視点	4
IV	行政改革推進の重点項目	5
1	広域行政・外部委託可能な事業の見直し	5
2	効率的な事務事業の推進と組織体制の編成	6
3	職員の能力開発等の強化	6
4	地域担当職員制度の充実	6
5	長期財政計画の策定	6
6	事業評価システムの構築	7
7	情報化計画の策定	7
8	補助金の見直し	7
9	町民と協働した行政運営の推進	7
10	地域防災体制強化への支援	7
11	地域コミュニティの支援、強化に向けた取組	7
	第3次錦江町行政改革実施計画	8

I 第3次行政改革大綱策定の必要性

本町は、行政運営の効率化を図り、行政サービスの向上を図るべく平成17年3月22日に旧大根占町と旧田代町の2町が合併し錦江町が誕生しました。合併後10年以上が経過した現在でも、私たち自治体を取り巻く社会経済情勢の変化は、少子・高齢化、若年層の町外流出など、人口減少に歯止めのかからない状況になっています。

また、平成19年4月に施行された「地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）」により自主性や自立性を高めることが課題となってきています。

このことは、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営する自覚をより強く持たなければ、地方分権時代に的確に対応した町政を推進していくことができないことを意味しています。

このような中、町では平成18年2月に策定した第1次行政改革大綱の後、平成25年4月に第2次行政改革大綱を策定しました。この大綱に基づき、錦江町の発展を目指し、公共サービスの見直し、民間委託の推進や組織体制の整備など、様々な改革への取組を実施してきました。

戦後の右肩上がりの社会経済システムが崩壊した現在、単純に財政を減らし、行政規模を縮小すれば錦江町の未来が待っているという論理は虚像であることを私たちは学びました。

収入が飛躍的に期待できない状況である中であっても、日々の改善や創意工夫を町民の皆さんと追い求めることによって、大地に根を張る雑草のごとく、しっかりとした土台づくりのもと、有効な自治の実践や地域の活性化ができるものと思われまます。

具体的には、町民の皆さんと様々なツールを使い情報共有をするということを大前提に、行政はこれまで行政サービスとして提供、確保してきた施策を、常に改善、見直し、スピード感をもった施策展開をするとともに、町民の皆さんに行政事務のつけ回しをするのではなく、自助、共助の可能性を一緒に探究し、従来の行政サービスより、もっと効率的で有効な施策効果を追求することが、今回の行政改革大綱策定の目的であります。

超少子高齢化、財源不足、空き家問題、コミュニティの希薄化など、多くの課題が存在していますが、このような時代である時こそ、逆境の中には可能性という「根」を張るチャンスがあります。

これまでの行政改革の経過を踏まえ、行政経営の視点から行財政改革による効率的かつ夢と希望がもてる健全なまちづくりの実現を目指し、町民、議会、行政の三者がまちづくりの当事者意識を持ちながら、真の行財政改革と地域活性化に向けて取組んでいきます。

(注) 本大綱において、「住民」と「町民」の用法については、以下のとおりとします。

(1) 基本的な考え方

「町民」という表現を基本とします。

(2) 「住民」を使用する場合

- ① 用法として「住民」の表記が確立しているもの
- ② 法令等で定められているもの又は法律の条文の引用をするもの

II 行政改革の推進方針

本町を取り巻く社会情勢がめまぐるしく変化する中で、新たな行政課題や多様化、複雑化した住民ニーズへの的確な対応が求められています。

そのため、限られた財源、人員で、効率的・効果的な行財政推進に当たっては、より迅速で適切な対応ができる行政経営体制を構築していく必要があります。

本大綱では、「町民との協働による効率的かつ夢と希望がもてる健全なまちづくり」の実現を目指し、3つの基本方針「町民との協働に向けた取組」、「透明・迅速な行政運営」、「持続可能な財政基盤の確立」で行政改革を推進していくものとします。

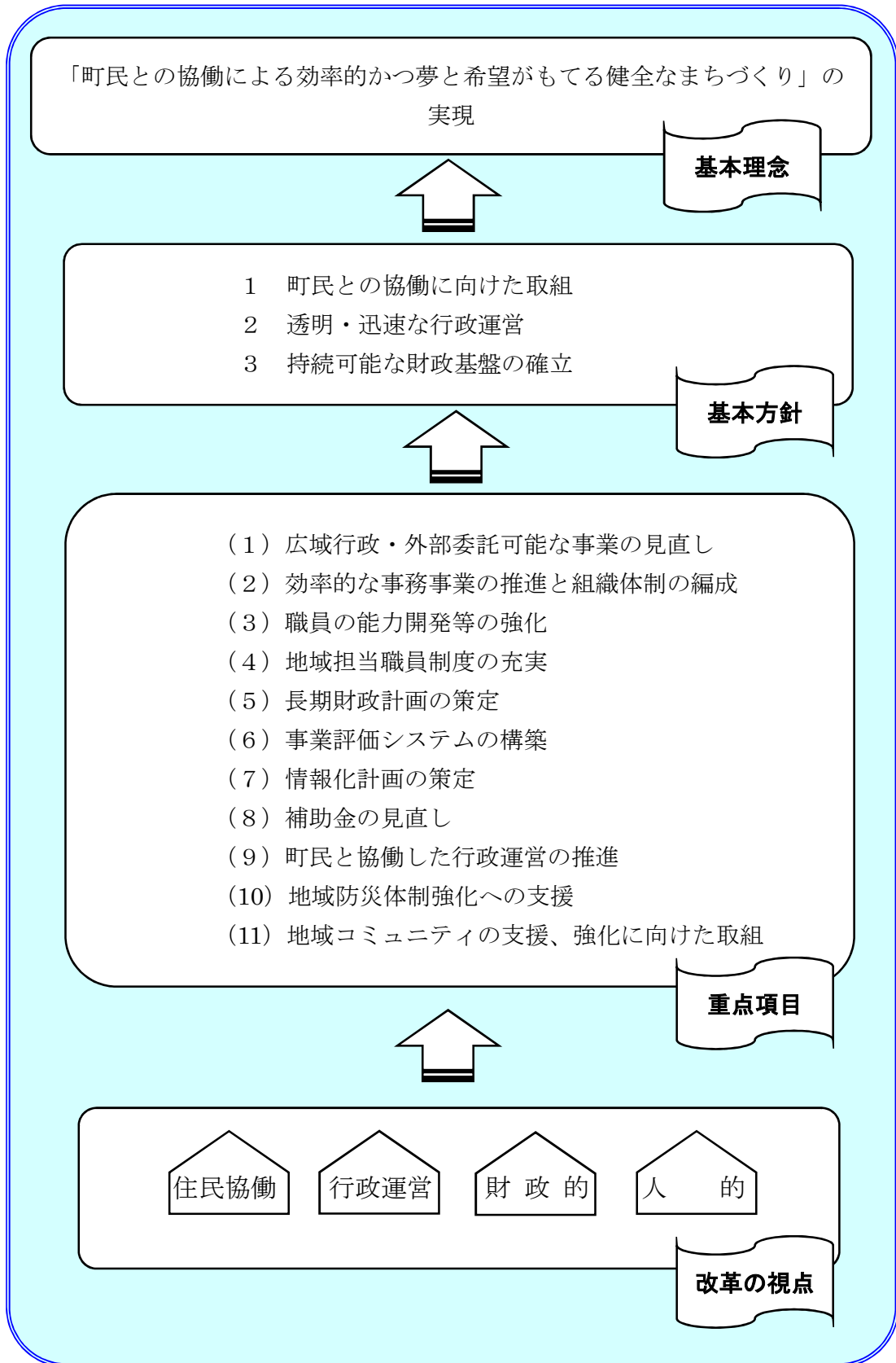
1 行政改革大綱の基本理念

「町民との協働による効率的かつ夢と希望がもてる健全なまちづくり」の実現

2 行政改革大綱の基本方針

- (1) 町民との協働に向けた取組
- (2) 透明・迅速な行政運営
- (3) 持続可能な財政基盤の確立

3 行政改革大綱体系図



4 行政改革大綱の推進期間

第3次行政改革大綱は、平成31年（2019年）度から平成35年（2023年）度までの5年間とします。

また、この大綱に掲げた推進事項以外についても職員自らの創意と工夫により絶えず見直しを行い、新たな行政課題に対応できるよう、常に新たな視点に立って積極的に行政改革の推進に努めるものとします。

5 実施計画の策定

第3次行政改革大綱を着実かつ計画的に推進していくために、改革の具体的な実施項目を定めた錦江町行政改革実施計画を策定します。

実施計画は、今後の社会経済情勢、住民ニーズ及び財政状況等により、錦江町行政改革推進委員会に諮って毎年見直しを行い、実施計画には可能な限り実施年度や数値目標等を掲げ、取組の実効性を担保します。

6 行政改革の推進体制

行政改革は、全庁的な取組が最重要であることから、錦江町行政改革推進本部で行政改革の施策の進捗管理を行います。

進捗状況は、錦江町行政改革推進委員会に適宜報告し、多面的な観点から意見を求めるとともに、ホームページ等により町民に公表します。

Ⅲ 行政改革に取り組む4つの視点

1 住民協働の視点

住民協働の視点からの改革として、町民の参加によって地域社会の様々な課題を主体的に解決していく必要があることから、それぞれの活力を自立的に高め、多様な価値観が共生する町民主体の持続可能な地域づくりを目指します。

2 行政運営の視点

行政運営の視点からの改革として、限られた人材や財源を有効に活用しながら、住民ニーズに合致した組織体制の強化を図るとともに、意思決定や対応の迅速化の視点から、簡素化されたフラットな組織機構の構築を目指します。

また、より良いサービス（最大の効果）を提供するために最小の経費で実践することを基本としながら、常に改善意識、サービス精神及びコスト意識を持って、効率的かつ効果的な行政運営を目指します。

3 財政的な視点

財政的な視点からの改革として、合併特例期間終了以降の地方交付税の減少に対応していくため、歳入に応じた歳出構造への転換を図り、真に必要な住民サービスの維持・充実を図りつつ、将来にわたって本町を取り巻く様々な行政課題に的確に対応していくことの

できる財政基盤の構築を目指します。

4 人的な視点

人的な視点からの改革として、企画立案された各種の施策が確実に執行され、効率的に質の高い行政サービスを提供していくため、職員の資質の向上及び限られた職員数で、より効率的に能力を引き出すためのスキルアップを目指します。

IV 行政改革推進の重点項目

行政改革にあたっては、前述の3つの行政改革大綱の基本方針に基づいた行政改革の推進を図るため、次の重点項目について各般にわたる改革を推進して行きます。

- (1) 広域行政・外部委託可能な事業の見直し
- (2) 効率的な事務事業の推進と組織体制の編成
- (3) 職員の能力開発等の強化
- (4) 地域担当職員制度の充実
- (5) 長期財政計画の策定
- (6) 事業評価システムの構築
- (7) 情報化計画の策定
- (8) 補助金の見直し
- (9) 町民と協働した行政運営の推進
- (10) 地域防災体制強化への支援
- (11) 地域コミュニティの支援、強化に向けた取組

(1) 広域行政・外部委託可能な事業の見直し

①包括的保守点検管理委託の導入

公共施設の電気設備や消防設備の保守点検業務は、これまで、施設ごとに契約を行ってきました。しかしながら、これまで資格基準や管理基準を管理する担当課においても認識に差が生じていることから、今後は、資格基準や技術基準を満たしている事業者へ一本化した形で委託をすることにより適正な施設管理と事務事業の効率化を進めます。

②外部委託の検討

職員が減少していく中、技術職を要する土木業務や建築業務など、外部に委託可能な業務の検討を行います。また、公共施設の管理運営については、住民ニーズへの対応や運営の効率化を図るうえで、このまま町営で行うことが最善の方法なのかを検討します。

③個人住民税県職員短期併任制度導入

財源の一つである個人住民税の徴収対策として、県職員のノウハウを共有しながら、

悪質な滞納者については差し押さえを行うなど、強制的な措置を県と共同で行う必要があることから、短期併任制度の導入を行います。

(2) 効率的な事務事業の推進と組織体制の編成

①業務のICT等活用・機械化の導入

技術革新によるICT等や機械化については様々な分野で活躍されることが期待されています。本町においても窓口業務の支援や多言語支援、個人番号カード活用による自動交付機の設置など、ICT等や機械に任せられる分野については、導入コストやランニングコストなど、様々な角度から検証を行い業務の効率化を目指します。

②委員会や審議会等の階層別部会の積極活用

これまで本町では、特別職や管理職を中心に会議等を実施してきましたが、チームリーダーや主幹、若年層の職員については、課・局を越えた意見交換を行う機会が少なく、今後は、チームリーダーなど、意見交換や議論を行う会議などの開催を積極的に行えるよう検討します。

③施設・公用車予約情報の公開と施設借用申請の一元化

各課で管理している公用車の中で、利用頻度の少ない公用車については、職員が利用するポータルサイト内で利用情報を公開し有効活用を図ります。

また、住民の利用する施設についての利用窓口の一元化やホームページで利用状況を確認できる方法を検討します。

④会議記録の公開

会議記録については、町民との情報共有を図るため、錦江町情報公開条例（平成17年錦江町条例第13号）第7条で開示できないとされている項目を除いて、原則全文公開を行います。

(3) 職員の能力開発等の強化

町民と行政が、それぞれ抱えている課題や問題点をお互いに提起し、対等な立場の下、議論を深め、町民と協働したまちづくりを図るため町民講座等を積極的に開催します。

(4) 地域担当職員制度の充実

小規模自治会への担当職員制度の導入や地区公民館が小規模自治会を支援する自治会支援制度を検討します。

(5) 長期財政計画の策定

現在、歳入面では地方交付税の一本算定により今後地方交付税の急激な減少が見込

まれ、歳出面では公債費、扶助費などの義務的経費が増加し、財政の硬直化は進む一方です。硬直した財政状況の下で、地域医療の充実など、町政における重要課題に重点的かつ効率的に対応できる施策を遂行するために、長期財政計画の策定を行います。

(6) 事業評価システムの構築

当初予算作成資料で作成する事業シートを改定し、年度末に評価を行い、公表します。また、評価を行った結果、改善が必要な事業については、次年度に見直しを行い、事務事業の効率化を図ります。

(7) 情報化計画の策定

効率化と経費削減を目的に、RPA 等の実証実験や各課で使用されている GIS の運用の統合、遠隔会議システムの導入など、システムや OA 機器を含めた情報化計画を策定します。

(8) 補助金の見直し

これまで行われてきたイベントの事業内容等を精査し、廃止・縮小に向けた取組を関係機関と調整しながら検討します。補助金額に対する効果（成果）の測定方法を調査研究し、方針を策定したのち、補助金の見直しを実施します。

(9) 町民と協働した行政運営の推進

地方分権の進展、町民のまちづくりの参加意識の高まり等に的確に対応するためには、町民と行政が共にまちづくりについて考え、共に行動することが重要です。町の抱える重点課題を正確に情報提供し、問題提起しながら、町民の意見・提案を求め、町民と協働したまちづくりを図ります。

また、町民との先進地視察研修を積極的に行うとともに、協働促進と地域のリーダー育成を図ります。

(10) 地域防災体制強化への支援

住民の安全を確保するため、防災マップの見直しを行い、防災体制を充実強化するとともに、各組織においては、定期的に年 1 回防災訓練を行うよう支援します。

(11) 地域コミュニティの支援、強化に向けた取組

地域の身近な課題の解決や地域の特色を生かした魅力ある地域づくりを進めていくため、住民自治の強化や行政と町民との協働の推進が必要になってきます。そのためにも、10 地区ある地区公民館の中から 1 地区を選定し、小規模多機能集落の可能性を検証するためモデル事業を実施します。

第3次錦江町行政改革実施計画

平成31年(2019年)2月策定



第3次錦江町行政改革実施計画(平成31年(2019年)度～平成35年(2023年)度)

重点項目	取組内容	取組年次	達成目標年次	担当・関係課
(1)広域行政・外部委託可能な事業の見直し	包括的保守点検管理委託の導入	H31 業務抽出 H32～33 実施	H34 完全実施	会計課・全庁
	外部委託できる事務の検討	H31 業務抽出 H32 一部実施	H33 選択実施	総務課・全庁
	指定管理者制度も含めた外部委託の検討	H31 施設抽出 H32 公募実施	H33 実施	総務課・全庁
	個人住民税県職員短期併任制度導入	H31 県と調整	H32 実施	住民税務課
(2)効率的な事務事業の推進と組織体制の編成	議事録のICT等導入化	H31 調査 H32 導入	H33 実施	議会事務局
	役場全体の業務のICT等活用・機械化の整理 (窓口業務支援、多言語支援、個人番号カード活用)	H31 計画策定 H32 業務選定 H33 入札	H34 一部実施	住民税務課
	委員会や審議会等の階層別部会の積極活用	H31 関係機関調整 H32 一部実施	H33 実施	総務課
	施設・公用車予約情報の公開と施設借用申請の一元化 (グループウェアとホームページの連携)	H31 調査 H32 システム選定	H33 実施	総務課・全庁
	会議の全面公開 (個人情報審議以外)	H31 調査 H32 一部実施	H33 完全実施	全庁
(3)職員の能力開発等の強化	町民講座の積極的な開催	H31 計画策定	H31 四半期実施 H32 毎月実施	総務課
	各種委員会の会議録の全文公開	H31 抽出・一部実施 H32 支援ツール準備	H33 実施	全庁
	長期研修などの町民報告会開催	H31 検討 H32 一部実施	H33 実施	全庁
(4)地域担当職員制度の充実	公民館配置の担当職員制度の廃止	H31 公民館と調整	H32 完全廃止	
	安否確認を含めた小規模自治会への担当職員制導入	H31 制度検討 H32 希望調査	H33 実施	総務課 政策企画課
	公民館が補える自治会支援制度の検討	H32 制度検討 H33 モデル地区実施 H34 一部実施	H35 内容拡充	総務課 政策企画課
(5)長期財政計画の策定	中期財政計画が終了するため新たな財政計画を10年計画で策定	H31	H31 策定	総務課
(6)事業評価システムの構築	当初予算作成資料を改定し、年度末に評価を実施	H31	H31 実施	総務課・全庁
(7)情報化計画の策定	「効率化」と「経費削減」を目的に、次の内容を盛り込んだ計画の策定 ・RPA等の実証実験等の導入 ・GISの統合運用 ・遠隔会議システムの導入 ・クラウド化(サンドボックス導入等)方針 ・現有機器のデータベース化(機器更新) ・プリンタの運用指針	H31	H32 策定	総務課・全庁

第3次錦江町行政改革実施計画(平成31年(2019年)度～平成35年(2023年)度)

重点項目	取組内容	取組年次	達成目標年次	担当・関係課
(8)補助金の見直し	事業・事務の廃止・縮小 (イベントの再編)	H31 情報収集・調整 H32 対象抽出 H33 関係機関調整	H33 実施	総務課・全庁
	補助金額に対する効果(成果)の測定方法を調査研究し、見直し方針の策定、実施	H31 検討	H31 方針策定 H32 実施	総務課・全庁
(9)町民と協働した行政運営の推進	情報公開の充実・透明性の確保 ・わかりやすい決算書作成 ・ホームページなどの見直し	H31 検討	H32 実施	総務課
	協働促進のためのリーダー養成 ・先進地研修による町民リーダーの育成	H31	H31 実施	未来づくり課
(10)地域防災体制強化への支援	各自治会の防災マップの見直し	H31	H31 実施	総務課
	地域防災体制の強化・支援	H31	H32 実施	総務課
(11)地域コミュニティの支援、強化に向けた取組み	小規模多機能集落モデル事業の実施	H31 情報収集 H32 募集・指定 H33 実証実験 H34 実施	H34 実施	政策企画課